

定 款

株 式 会 社 ネットマーケティング

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ネットマーケティングと称し、英文では、Net Marketing Co. Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 広告の企画、制作及び配信ならびに広告代理業務
- 2 広告宣伝及び販売促進活動に関するコンサルティング業務
- 3 情報媒体の運営業務
- 4 情報、映像、音楽等の制作、配信、販売に関する業務
- 5 ソフトウェア及びウェブサイト等の企画、制作、販売に関する業務
- 6 交際相手・結婚相手の紹介業務
- 7 交際・結婚に関する情報の収集及び提供ならびにイベントの企画及び運営業務
- 8 電子商取引に関する業務
- 9 労働者派遣事業、有料職業紹介事業及びその他人材関連サービスの運営業務
- 10 飲食店・宿泊施設・売店等の企画及び運営業務
- 11 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介業
- 12 各種金融商品の企画、開発、仲介、販売に関する業務
- 13 投資業ならびに投資顧問に関する業務
- 14 投資事業組合財産の運用及び管理に関する業務
- 15 経営に関するコンサルティング業務
- 16 上記各号に付帯する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査等委員会
- 3 会計監査人

(公 告)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は 4,000 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 株主名簿、新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する取扱い及びその手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 11 条 当社は、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(株主総会の招集権者)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、代表取締役がこれを招集する。ただし、代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

(株主総会の議長)

第 14 条 株主総会の議長は代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故があるときは、あら

はじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の普通決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。ただし、法令又は定款に別段の定めある場合はこの限りでない。

- 2 会社法 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主又はその法定代理人は、当社の議決権を行使することができる他の株主の一人を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、この株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第 18 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、議長及び出席取締役はこれに署名又は記名押印（電磁的記録で作成された場合には電子署名）をする。

- 2 議事録は、その原本を決議の日から 10 年間本店に備え置き、その謄本を 5 年間支店に備え置く。

第 4 章 取締役及び取締役会ならびに監査等委員会

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8 名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 20 条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までと

する。

- 4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(取締役会の招集権者)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 24 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

(取締役会の議長)

第 25 条 取締役会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数で行う。

- 2 当社は、取締役会の決議の目的事項について、当該事項の議決に加わることのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

(監査等委員会の決議方法)

第 27 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員である取締役の過半数が出席し、その過半数で行う。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 28 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役はこれに署名又は記名押印（電磁的記録で作成された場合には電子署名）をする。

(監査等委員会の議事録)

第 30 条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員である取締役はこれに署名又は記名押印（電磁的記録で作成された場合には電子署名）をする。

(取締役会規程)

第 31 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(監査等委員会規程)

第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(代表取締役及び役付取締役)

第 33 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第 34 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

第 35 条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。

2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額又はあらかじめ定めた額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 39 条 当社は、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。

2 当社は、会計監査人が会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額又はあらかじめ定めた額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 41 条 当会社は、取締役会の決議により、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

- 2 当会社は、毎年 6 月 30 日又は 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 42 条 配当金とその支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

- 2 未払いの配当金には利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 1 当会社は、第 17 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 第 17 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の本定款第 41 条第 2 項の定めるところによる。

(電子提供措置等に関する経過措置)

- 1 定款第 15 条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日（以下、「施行日」という）から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- 2 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

定款変更履歴

平成16年	7月 9日	設立
平成16年	12月15日	第一回改定
平成17年	3月 8日	第二回改定
平成19年	9月25日	第三回改定
平成23年	9月20日	第四回改定
平成24年	5月10日	第五回改定
平成24年	9月26日	第六回改定
平成25年	5月29日	第七回改定
平成25年	6月28日	第八回改定
平成25年	9月30日	第九回改定
平成26年	9月29日	第十回改定
平成27年	6月 4日	第十一回改定
平成27年	6月 8日	第十二回改定
平成27年	9月29日	第十三回改定 (平成28年6月7日の経過をもって附則削除)
平成28年	12月16日	第十四回改定
平成29年	9月28日	第十五回改定 (平成30年3月12日の経過をもって附則削除)
平成30年	3月14日	第十六回改定
令和元年	9月27日	第十七回改定
令和3年	9月27日	第十八回改定
令和4年	9月29日	第十九回改定